

令和3年度

業 務 名 : 令和3年度那覇港港湾計画検討資料作成業務

業務地名 : 那覇港地内

工 期 : 契約の翌日から令和4年3月31日まで

特 記 仕 様 書

第1条 (本業の目的)

那覇港港湾計画は、平成15年3月に策定されているが、港湾を取り巻く社会・経済情勢も変化していることを受け、那覇港港湾計画の改訂作業を進めている。

本業務は、那覇港港湾計画改訂に向け各種検討を行うものである。

第2条 (共通仕様書の適用)

本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

特 記 仕 様 書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 3 | 「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について | 1 | <p>「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。</p> <p>本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。</p> <p>本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。</p> <p>本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。</p> <p>管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士については下記も満たす者とする。</p> <p>1技術士(総合技術監理部門:建設 港湾及び空港)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 2技術士(建設部門:港湾及び空港)で平成12年以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。 3技術士(建設部門:港湾及び空港)で平成13年以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門:港湾及び空港)に4年以上従事している者。 4博士(工学)(専門分野:港湾工学に関する研究)。</p> |
| | | 4 | 適用について | | |
| | | 5 | 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて | | |
| | | 6 | 照査の実施について | | |
| | | 7 | 管理技術者の資格要件について | | |

特記仕様書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|----|-------------------|---|--|
| | | 8 | 管理技術者の直接的雇用関係について | 1 | 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。 |
| | | 9 | 照査技術者の資格要件について | 2 | 「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。 照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか、管理技術者の保有資格と同じとする。 |
| | | 10 | 照査の方法について | | 本業務においては、詳細設計照査要領(平成29年7月版)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。 なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/itaku-doboku-eizen.html |
| | | 11 | 成果物の提出について | | 本業務における成果物は、「電子媒体(CD-R)」と「紙」によるものとする。 1業務報告書(A4版)・・・3部 2電子成果品・・・1部 |
| | | 12 | 配置技術者の確認について | 1 | 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 |
| | | | | 2 | 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 1業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 2現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者 |

特記仕様書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|----|--|------------|--|
| | | 13 | 業務内容 注) 具体的な業務内容は、プロポーザル方式の手続きにおいて、提出された技術提案の内容を受けて決定する。 | 3 4 | <p>業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の著名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、著名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p> <p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>1 長期構想調査 (1)計画準備 これまでの那覇港長期構想検討委員会等の那覇港湾計画改訂に向けた検討や取組み、近年の港湾利用における情勢変化、今後想定される問題点、解決すべき課題について把握し、本業務の手順、業務遂行に必要な事項を企画立案する。</p> <p>(2)基礎情報収集整理 ア 港湾利用状況の整理 那覇港の課題を検討する上で前提となる港湾の利用状況について、既存資料や参考文献等の収集整理を行い、現港湾計画改訂以降の状況変化について整理する。取扱貨物や船舶利用の動向、岸壁・土地利用の状況、沖縄県の観光需要、主要貨物関連産業の動向等を調査し、整理する。</p> <p>イ 利用上の問題点の把握 アの整理結果や、(3)で行う利用者へのヒアリング結果に基づき、利用上の課題、問題点を抽出し、整理を行う。</p> <p>ウ 利用者ニーズの把握 那覇港を利用している事業者(港湾運送業や船社、立地企業等)について、ヒアリング調査を実施(10社程度)する。ヒアリング先は、調査職員と協議の上、決定する。</p> <p>エ 既定計画の進捗状況の評価 那覇港港湾計画(平成15年3月改訂、以降の一部変更、軽易な変更含む)に定められた平成20年代後半を目標年次とする取扱貨物量等の目標値に対する進捗・達成状況の評価を行う。また、各種施設計画の整備状況を整理する。</p> <p>(3)那覇港を取り巻く環境変化と港湾への要請把握 ア 社会・経済情勢の動向把握と将来の見通し 社会情勢の変化や、国内外の海運・物流や港湾情勢、クルーズ動向、背後立地企業の動向など、那覇港を取り巻く環境変化・今後の見通しについて、把握・整理する。また、それらを踏まえて、戦略的に取り込むべき港湾需要の絞り込みを行う。</p> |

特記仕様書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|---|-----|---|---|
| | | | | | <p>イ 上位計画・関連計画の把握 那覇港管理組合及び国、沖縄県の関連計画(港湾の中長期政策、沖縄振興計画)等により、地域の発展方向を把握・整理する。</p> <p>ウ 那覇港への要請の抽出・役割の検討 社会情勢や国内外の港湾情勢等の環境変化や上位計画・関連計画に示されている地域の発展方向を踏まえ、那覇港に求められる要請の抽出と那覇港の役割を検討し、整理する。</p> <p>エ 他港の取組の情報収集 国内外の港湾で行っている「物流・産業」、「交流」、「安全・安心、環境」の取り組みに関して、情報収集を行い、分野毎に参考となる情報の整理を行う。</p> <p>オ 計画フレームの見直し 上記の状況を踏まえ、将来の貨物需要(コンテナ貨物、ユニットロード貨物、在来貨物等)、クルーズ需要について、概ね20年後程度を目標年次としたマクロ推計を行う。</p> <p>(4)那覇港の将来像の見直し ア 長期的な方向性を見直し 那覇港を取り巻く環境変化や将来予想される港湾へのニーズから、『那覇港長期構想検討委員会』で検討した長期的な方向性を見直しを行う。</p> <p>イ 目指すべき姿の見直し 那覇港の長期的な方向性、果たすべき役割を踏まえて、第3回那覇港長期構想検討委員会(平成27年3月)で示された那覇港の目指すべき姿(4つの方向性)について、見直しを行う。係留施設を含む埠頭計画の規模等を考慮し、水域施設の検討を行う。</p> <p>(5)目指すべき姿の実現に向けた目標の設定 ア 目指すべき姿の具体化 那覇港の目指すべき姿をもとに施策展開の方向性及び将来あるべき姿を整理する。</p> <p>イ 目標の設定 施策展開の方向性及び将来あるべき姿として抽出した施策に対して、目標として設定する時期を短中期、長期の区分で目標設定を行う。</p> <p>(6)各地区の空間利用計画の検討 ア 地区別利用計画の検討 那覇港内の4地区(那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭、浦添ふ頭)について、長期構想を踏まえた空間利用計画を検討する。(短中期・長期の2断面)</p> <p>イ 長期構想イメージ図の作成 那覇港の長期構想を一般市民にわかりやすく説明するため、利用構想図(イメージ図)を作成する。作成箇所数については、調査職員と協議の上、決定すること。</p> |

特記仕様書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|---|-----|---|---|
| | | | | | <p>(7)委員会用資料作成 長期構想検討委員会(2回を想定)を実施するため、委員会 の運営・補助業務(別途発注)と連携し、委員会用の資料作成 を行う。 長期構想検討会の内容(案) 第5回令和3年9月 予定 第1回～第4回委員会の概要、近年の社会情勢の変化 第6回令和4年1月 予定 長期的な方向性、目指すべき姿の見直し案、空間利用計 画の見直し案 地区別の空間利用計画、長期構想の実現に向けて、港 湾計画作成の方向性</p> <p>(8)PI 調査(那覇港長期構想(案)に関する意見収集) 長期構想調査で検討された、港湾利用計画案について、 一般市民から意見を収集・整理・検証し、空間利用計画案へ の反映を検討する。PI 調査については、ホームページ等を 活用し、長期構想(案)の公表及び意見収集することを想定す る。調査にあたって、事前に計画書を作成し、調査職員の承 諾を得るものとする。</p> <p>2 港湾計画調査 (1)計画フレームの検討 ア 取扱貨物量 主要貨物(コンテナ、ユニットロード貨物、一般貨物等)につ いて、令和10年代後半を目標年次とした貨物量推計を行う。 現状趨勢分・発展分については、過年度成果の見直しを行う ものとし、戦略分の貨物推計については、長期構想の方向性 を踏まえて貨物量を推計する。</p> <p>イ 船舶乗降旅客数 船舶乗降旅客数について、令和10年代後半を目標年次と した推計を行う。推計は、クルーズ船、フェリー及び旅客船、 旅客施設の利用者とする。なお、クルーズ需要の推計手法に ついては、調査職員と協議の上、実施するものとする。</p> <p>ウ その他需要 プレジャーボート、スーパーヨット等について令和10年代後 半を目標年次として、将来の需要を設定する。</p> <p>(2)港湾施設の規模及び配置 ア 必要な施設の検討 貨物量推計や那覇港への要請等を踏まえ、必要な施設の 検討を行う。検討にあたっては、過年度成果を活用して、効 率的に検討を行うこと。</p> <p>イ 施設計画案の検討 長期構想の空間利用計画及び施設整備の経済性を考慮 し、規模や配置、土地利用計画の考え方等の整備方針を検 討し、適切な計画案を作成する。</p> |

特記仕様書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|----|-----|---|---|
| | | 14 | その他 | | <p>①ふ頭計画(公共ふ頭、旅客船・フェリーふ頭、専用ふ頭) 長期構想並びに過年度の検討結果を踏まえて、貨物の利用計画を見直し、これに合わせて埠頭計画の検討を行う。</p> <p>②水域施設計画 航路、泊地の水深、必要面積、凌波範囲等について検討を行うとともに、入出港の容易性、安全性を勘案し、操船例図を作成する。</p> <p>③外郭施設計画 防波堤の位置、法線、延長について、概略の検討を行う。 (具体の静穏度検討について検討の必要が生じた場合は別途調査にて対応する)</p> <p>④臨港交通施設計画 港湾計画に伴う港湾関連発生交通量の算定と配分を行い、臨港道路が新規で必要となる場合に、そのルートと計画車線数、断面構成について検討を行う。(一般交通量も含めた詳細の交通量配分予測等については別途調査にて対応する)</p> <p>⑤小型船だまり計画 小型船だまり計画については、過年度の検討結果を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを検討する。また、マリーナ計画については、牧港補給地区跡地利用計画などに伴う新たな係留需要の可能性などに対応した施設計画を検討する。 (防波堤計画に関する具体の静穏度検討については別途調査にて対応する)</p> <p>⑥港湾環境整備施設計画 緑地、海浜等について、その計画内容と必要規模について検討を行い、整備イメージがわかるように構想図を作成する。 また、那覇港全体における、緑地計画(案)をふ頭毎に検討する。</p> <p>⑦廃棄物処理計画 過年度の検討結果を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを検討する。</p> <p>⑧土地造成及び土地利用計画 各施設計画の検討結果及びその他の用地需要を基にして、港湾計画における土地利用計画及び埋立てを伴う土地造成計画を用途別に設定する。</p> <p>⑨大規模地震対策施設計画 大規模な地震が発生した際の緊急物資輸送、生活物資の幹線輸送の維持の観点から大規模地震対策施設計画を検討する。</p> <p>⑩資金計画 各計画施設について概算の事業費を算定し、港湾計画案に対する総事業費を求める。</p> <p>⑪その他の計画 ①～⑩の他に必要な施設計画について検討を行う。</p> |

特記仕様書

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|----|-----|---|--|
| | | 14 | その他 | | <p>(3)その他の検討 ア 新港ふ頭地区の段階整備計画の検討 港湾利用者からの整備要請の高い新港ふ頭地区の外内貿ユニットロードターミナルについて段階的な整備計画を検討する。 イ 那覇ふ頭地区・泊ふ頭地区の再開発計画の検討 現港湾計画からの見直しにあたって、再開発にかかる検討を行う。 ウ 浦添ふ頭周辺の空間利用計画の反映 浦添ふ頭地区周辺の空間開発について、港湾計画に反映する。</p> <p>(4)港湾計画資料等の作成 那覇港の港湾計画の改訂に向けて、必要な資料の作成(港湾計画書、港湾計画図、港湾計画資料等)を行う。また、関係各者との協議・調整資料について作成を行う。</p> <p>3 報告書作成 検討結果を整理し、報告書として取りまとめる。とりまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>4その他 (1)打合せ(協議・報告)は、事前協議 1回、中間報告2回、最終報告を1回の計4回とするが、必要な電子データ等については適宜調査職員へ提供を行うものとする。 (2)照査については、業務内容について的一切を行うこととする。 (3)本業務の検討に必要な資料(港湾計画や既往関連業務報告書等)については調査職員が提供するものとする。 (4)本業務は、技術提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものである。技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。 (5)本業務を遂行することにより知り得た事項は、当管理組合の許可なく他に流用してはならない。</p> |